

蒲郡市販路拡大事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域の産業力向上を図るため、中小企業者の地道な販路拡大の取り組みにかかる費用に対し、蒲郡市販路拡大事業費補助金（以下「販路拡大補助金」という。）を予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、蒲郡市補助金等交付規則（昭和38年蒲郡市規則第17号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者をいう。

(補助対象者)

第3条 販路拡大補助金の交付の対象となる者は、中小企業者のうち、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 蒲郡市内に主たる事業所を有すること。法人にあつては蒲郡市内に法人登記上の本店を有すること。
- (2) 市税を滞納していないこと。

(補助事業)

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、経営計画に基づき、蒲郡商工会議所の支援を受けながら実施する販路拡大のための事業とする。

- 2 補助事業のうち、国、県又はその他の機関から補助金等の交付を受けている事業については、補助対象外とする。ただし、当該事業と販路拡大補助金の交付に係る事業の内容が同一でない場合は、補助対象とする。
- 3 補助事業のうち、蒲郡市新型コロナウイルス感染症対策販路拡大事業費補助金の交付を受けている事業者が行う事業については、補助対象外とする。

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、補助事業に要する経費のうち、市長が必要かつ適当と認めるものとする。

(補助金の額)

第6条 販路拡大補助金の額は、補助対象経費の2分の1の額又は15万円のいずれか低い額とする。ただし、次に掲げる海外展開の取組が含まれる補助事業に

については、補助対象経費の2分の1の額又は20万円のいずれか低い額とする。

- (1) 海外における展示会等の開催
- (2) 海外における展示会等への出展
- (3) 海外における商談会（個別の取引先との商談は除く。）への参加
- (4) 外国語版カタログ・パンフレット・ホームページ等の海外向け販促ツールの作成
- (5) 越境EC（海外向け電子商取引）サイトへの出展
- (6) その他、専ら海外展開に向けた事業であると市長が認めるもの
(端数処理)

第7条 販路拡大補助金の額の決定にあたっては、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の採択申請)

第8条 販路拡大補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、蒲郡市販路拡大事業費補助金採択申請書（第1号様式。以下「採択申請書」という。）に市長が必要と認める書類を添えて、事業着手前に市長に提出しなければならない。

- 2 申請者は、事業目的の達成のため、やむを得ず交付決定前に事業を実施する場合には、事業着手届（第2号様式）を市長に提出しなければならない。

(補助金の採択)

第9条 市長は、前条の採択申請書の提出があったときは、蒲郡市販路拡大事業費補助金採択審査会に諮った後、その結果について、当該申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の採択に当たっては、必要に応じ条件を付することができる。

(補助金の交付申請)

第10条 前条の規定により、補助事業として採択する旨の通知を受けた申請者は、蒲郡市販路拡大事業費補助金交付申請書（第3号様式。以下「交付申請書」という。）に市長が必要と認める書類を添えて、事業着手前に市長に提出しなければならない。ただし、第8条第2項に定める事業着手届を市長に提出している場合は、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第11条 市長は、前条の交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、

適当と認めるものについて、販路拡大補助金の交付決定をしなければならない。

- 2 前項において、販路拡大補助金の交付決定をしたときは、前条の申請者に対して、蒲郡市販路拡大事業費補助金交付決定通知書（第4号様式）により、販路拡大補助金の交付決定を通知するものとする。

（交付申請の取下げ）

第12条 前条の規定により、補助事業として交付決定する旨の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該通知に係る交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、通知を受けた日から7日以内に申請の取下げをすることができる。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る販路拡大補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

（計画変更等の承認及び交付決定の変更）

第13条 交付決定者は、補助事業の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ、蒲郡市販路拡大事業費補助金補助事業変更承認申請書（第5号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、交付決定を受けた販路拡大補助金の額に変更を生じない場合において、次に定める事項の変更については、この限りでない。

- (1) 経費の配分の変更が、経費の能率的又は効率的使用に資するものであり、かつ、補助目的の達成に支障がないと認められる場合（ただし、経費の目的を実質的に変更しない限度とする。）

(2) 補助目的を損なわない事業計画の細部の変更

- 2 市長は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

3 補助事業の変更申請が交付決定の前である場合は、交付決定をもって、第1項に規定する市長の承認を受けたものとみなす。

4 市長は、前項の場合を除いて、第1項の規定により当該販路拡大補助金の交付の決定を変更した場合は、蒲郡市販路拡大事業費補助金補助事業変更決定通知書（第6号様式）により、当該交付決定者に通知しなければならない。

（補助事業の中止又は廃止）

第14条 交付決定者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、あらかじめ蒲郡市販路拡大事業費補助金補助事業中止（廃止）承認申請書（第7号

様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により当該販路拡大補助金の中止又は廃止を決定した場合は、蒲郡市販路拡大事業費補助金補助事業中止(廃止)承認通知書(第8号様式)により、当該交付決定者に通知しなければならない。

(事業遅延の報告)

第15条 交付決定者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、蒲郡市販路拡大事業費補助金補助事業遅延報告書(第9号様式)を市長に提出して、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第16条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、完了した日から起算して30日以内又は当該年度の2月15日のいずれか早い期日までに、蒲郡市販路拡大事業費補助金実績報告書(第10号様式。以下「実績報告書」という。)に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、第8条第2項に定める事業着手届を提出した交付決定者が、交付決定前に補助事業を完了したときは、交付決定日から起算して30日以内に、実績報告書に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第17条 市長は、前条の実績報告があったときは、内容を審査の上、交付すべき販路拡大補助金の額を確定し、蒲郡市販路拡大事業費補助金確定通知書(第11号様式。以下「確定通知書」という。)により、当該交付決定者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第18条 市長は、前条の規定による販路拡大補助金の額を確定した後に交付決定者に支払うものとする。

- 2 交付決定者は、前項の規定により販路拡大補助金の交付を受けようとするときは、別に定める請求書に確定通知書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の決定取消し及び返還)

第19条 市長は、交付決定者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、販路拡大補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合

において、販路拡大補助金を既に交付しているときは、期間を定めて、その補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により販路拡大補助金の交付を受けたとき。
- (2) 販路拡大補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 計画の中途において当該事業を取り止めたとき。
- (4) その他販路拡大補助金の交付決定の内容、これに付した条件又は法令に違反したとき。

2 市長は、前項の取消しをしたときは、蒲郡市販路拡大事業費補助金交付決定取消通知書（第12号様式）により、当該交付決定者に通知するものとする。

3 第1項の規定により販路拡大補助金を返還させる場合における当該補助金の返還に係る加算金及び延滞利息については、規則第20条に規定する補助金等の返還の例による。

（補助金の経理）

第20条 交付決定者は、販路拡大補助金に係る経理についてその収支事実を明確にした帳簿及び証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業年度の終了後5年間保存しなければならない。

（調査等）

第21条 市長は、交付決定者に対し、補助事業に関し必要な指示をし、報告を求め、又は検査することができる。

2 市長は、交付決定者に対し、補助事業終了後も補助事業に関し必要な報告を求め、又は検査することができる。

（雑則）

第22条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 まち・ひと・しごと創生蒲郡市販路拡大事業費補助金交付要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年2月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の蒲郡市販路拡大事業費補助金交付要綱の規定による第5号様式、第7号様式、第9号様式及び第10号様式の内紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

第1号様式（第8条関係）

年 月 日

蒲郡市長 様

申請者 住 所
名 称
代表者名
電話番号

年度蒲郡市販路拡大事業費補助金採択申請書

蒲郡市販路拡大事業費補助金の交付を受けたいので、下記の書類を添えて申請します。

記

- 1 経営計画書
- 2 補助事業計画書
- 3 事業支援計画書 ※蒲郡商工会議所に作成を依頼してください。
- 4 市税に未納のない証明書
- 5 その他必要書類
 - (1) 法人の場合
 - ア 貸借対照表及び損益計算書（直近1期分）
 - イ 現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書
 - (2) 個人事業主の場合
 - 直近の確定申告書（第一表、第二表、収支内訳書又は所得税青色申告決算書）
 - ※1 創業後間もない等の理由で未申告の場合は、開業届を提出
 - ※2 収支内訳書がない場合は貸借対照表及び損益計算書（直近1期分）を作成し提出

第2号様式（第8条関係）

年 月 日

蒲郡市長 様

申請者 住 所
名 称
代表者名
電話番号

事 業 着 手 届

年度蒲郡市販路拡大事業費補助金の事業採択申請に当たり、
下記のとおり補助金交付決定前から事業に着手しておりますので、届け出ま
す。

なお、下記事業が補助対象事業として採択されなかった場合や、補助金申請
額よりも交付金額が減額された場合、補助に条件が付された場合を含め、当該
補助金の採択及び交付決定に対する一切の異議申し立てを行いません。

記

1 補助事業の目的及び内容
別紙補助事業計画書のとおり

2 補助事業の開始日及び完了予定日

年 月 日から

年 月 日まで

第3号様式（第10条関係）

年 月 日

蒲郡市長 様

申請者 住 所
名 称
代表者名
電話番号

年度蒲郡市販路拡大事業費補助金交付申請書

蒲郡市販路拡大事業費補助金交付要綱第10条の規定に基づき、補助金の交付について、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の目的及び内容
別紙補助事業計画書のとおり
- 2 補助事業の開始日及び完了予定日
交付決定日から 年 月 日まで
- 3 補助金交付申請額 金 円
- 4 補助金交付申請額の算出基礎
別紙補助事業計画書のとおり

第4号様式（第11条関係）

蒲 第 号
年 月 日

様

蒲郡市長



年度蒲郡市販路拡大事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました蒲郡市販路拡大事業費補助金については、蒲郡市販路拡大事業費補助金交付要綱第11条の規定に基づき、次のとおり交付することに決定したので通知します。

記

- 1 補助金の交付の対象 補助事業計画書のとおり
- 2 補助金の交付額 金 円
- 3 補助に付する条件は、次のとおりとします。
 - (1) 補助事業に要する経費の配分及びその使用方法は、交付申請のとおりとすること。
 - (2) 補助事業の内容を変更するときは、市長の承認を受けること。
 - (3) 補助事業を中止又は廃止する場合は、市長の承認を受けること。なお、補助事業と同一の事業内容で国、県又はその他の機関から補助金等の交付決定を受けた場合については中止に該当するため、速やかに蒲郡市販路拡大事業費補助金補助事業中止（廃止）承認申請書（第7号様式）を市長に提出してください。
 - (4) 補助金を補助事業以外の目的、用途にしないこと。
 - (5) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

第5号様式（第13条関係）

年 月 日

蒲郡市長 様

申請者 住 所
名 称
代表者名
電話番号

年度蒲郡市販路拡大事業費補助金補助事業変更承認申請書

年 月 日付け $\left[\begin{array}{c} \text{で 交 付 申 請} \\ \text{(蒲 第 号) で交付決定のありま} \end{array} \right]$ した

蒲郡市販路拡大事業費補助金補助事業を下記のとおり変更したいので、蒲郡市販路拡大事業費補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 事業の変更内容
2 変更の理由

(添付書類)

- (1) 変更計画に伴う事業の概要（変更内容がわかるもの）
- (2) 変更計画に伴う事業に要する経費及び補助対象経費の明細書等
- (3) その他

※添付書類は、補助金の「交付申請」の添付書類の様式に準じてください。

第6号様式（第13条関係）

蒲 第 号
年 月 日

様

蒲郡市長



年度蒲郡市販路拡大事業費補助金補助事業変更決定通知書

年 月 日付け（蒲 第 号）で通知した交付決定を、下記のとおり変更します。

記

変更決定 の事項	
変更決定 の理由	

第7号様式（第14条関係）

年 月 日

蒲郡市長 様

申請者 住 所
名 称
代表者名
電話番号

年度蒲郡市販路拡大事業費補助金補助事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け蒲 第 号で交付決定のありま

した蒲郡市販路拡大事業費補助金補助事業を〔 中止 〕
〔 廃止 〕 したいので、蒲郡市販

路拡大事業費補助金交付要綱第14条の規定により下記のとおり申請します。

記

1 中止（廃止）しようとする理由

第8号様式（第14条関係）

蒲 第 号
年 月 日

様

蒲郡市長



年度蒲郡市販路拡大事業費補助金補助事業中止（廃止）承認通知書

年 月 日付で申請のあった蒲郡市販路拡大事業費補助金

補助事業の〔中止〕
〔廃止〕については、下記のとおり承認します。

記

1 承認の内容

2 承認の条件

第9号様式（第15条関係）

年 月 日

蒲郡市長 様

申請者 住 所
名 称
代表者名
電話番号

年度蒲郡市販路拡大事業費補助金補助事業遅延報告書

年 月 日付け（蒲 第 号）で交付決定のありました蒲郡市販路拡大事業費補助金補助事業の実施時期が、下記のとおり遅延しますので、蒲郡市販路拡大事業費補助金交付要綱第15条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 遅延する理由			
2 遅延後の実施予定時期			
着手予定	年	月	日
完了予定	年	月	日

第10号様式（第16条関係）

年 月 日

蒲郡市長 様

申請者 住 所
名 称
代表者名
電話番号

年度蒲郡市販路拡大事業費補助金実績報告書

年 月 日付け（蒲 第 号）で補助金の交付決定を受けた蒲郡市販路拡大事業費補助金補助事業が完了したので、蒲郡市販路拡大事業費補助金交付要綱第16条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 事業名

- 2 事業の実績及び効果
別紙事業実施報告書のとおり

- 3 補助事業の経費の配分及びその使用方法
別紙事業実施報告書のとおり

<添付書類>

- (1) 事業実施報告書
- (2) 実績及び効果のわかる資料（実績物の写真、新商品やそれに関わるパンフレット等）
- (3) 補助事業の経費に関する証拠書類（請求書・領収書の写し等）
- (4) その他必要書類

第11号様式（第17条関係）

蒲 第 号
年 月 日

様

蒲郡市長



年度蒲郡市販路拡大事業費補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった蒲郡市販路拡大事業費補助金については、下記のとおり確定します。

記

- | | | | |
|---|----------|---|----|
| 1 | 補助金交付決定額 | 金 | 千円 |
| 2 | 補助金確定額 | 金 | 千円 |

第12号様式（第19条関係）

年 月 日

様

蒲郡市長



年度蒲郡市販路拡大事業費補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け（蒲 第 号）で通知した交付決定を
下記のとおり取り消します。

記

1 取り消しの理由

2 取り消しの内容